

随意契約による政府備蓄米の売渡しについて

1. 売渡しに係る買受者の資格

対象拡大：中食・外食・給食事業者向け追加
6月20日（金）受付開始

(1) 買受者の資格（以下のいずれかに該当）

① 外食事業者※1（これらの共同購入を含む）

設備を設けて飲食させる施設において食料品（弁当、惣菜、調理品など。以下同じ。）を不特定多数の者に提供する事業者

② 中食事業者※1（これらの共同購入を含む）

日持ちしない食料品を不特定多数の者に販売する事業者

③ 給食事業者※1（これらの共同購入を含む）

病院・学校・社会福祉などの施設・事業所において食料品を提供する給食の事業を営む者

※1 グループ会社に属する他の者が有する取扱実績又は取扱見込みを含む。

(注) 申し込みの下限は10トン※2とします。ただし、8月までに提供される分（年間の使用実績（又は見込み）の6分の1（2か月分）程度を申し込んでください。

※2 10トン以上の申し込みは10トン又は12トンの倍数としてください。

(2) 要件審査申請

① 受付期間

令和7年6月20日（金）～

（受付時間 10:00～17:00）

※原則、対象米穀の売渡しが終了するまでの間

② 申請書類（以下の様式は[こちらをクリック](#)①）

ア 売渡し申込書及び誓約書（様式第1号-2）

イ 年間の米穀の使用実績及び食料品を製造するための施設が確認できる書類（様式第2号-2）、**食品衛生法に基づく許可証の写し並びに米飯を使用したメニュー表の写し**

ウ 名称等の公表に関する同意書（様式第3号-2）

エ 中食・外食・給食事業者としての使用計画書（様式第4号-1の2）

オ 参加要件審査申請チェックシート（別紙（中食・外食・給食事業者））

(注) 共同購入の場合、上記ア、ウは連名で記載いただくと共に、**共同購入される方は全ての事業者の「食品衛生法に基づく許可書の写し」及び「米飯を使用したメニュー表の写し」を提出願います。**

審査書類を提出する際は、「**政府備蓄米の売渡し申込書（別添様式2の2）**」も併せて提出願います。

③ 申請フォーム

申請フォームは[こちらをクリック](#)

2. 対象米穀

(1) 対象米穀 **令和3年産 12万トン**（3等以上）

(注1) 6月11日受付開始の小売事業者向け提示数量12万トと同じ枠内となります。

(注2) 令和2年産は、3年産の販売状況を見ながら開始時期を検討します。

なお、売渡しに当たっては、**産地・品種・包装（紙袋、フレコン）は、指定できません。**

(2) 年産別の価格は、下記のとおりとします。

令和3年産 10,080円/60キログラム（税抜き）※3

※3 上記は1等の価格であり、この価格から2等は300円、3等は1,300円を差し引きます。代金は、実際に引渡した備蓄米の等級により計算します。

(3) 買受申込み（以下の様式は[こちらをクリック①](#)）

（別添様式2の2）「政府備蓄米の売渡し申込書」に記載する申込数量は、**買受者が8月末までに販売を終了することを見込んだ数量の範囲内**とし、**（別添様式1の2）「対象米穀一覧表」**の各整理番号の提示数量を超えてはならないこととします。

なお、買い受けた政府所有米穀は、**消費者に食料品（弁当、惣菜、調理品など）として提供**してください。**他の事業者への転売はできません。**

(4) 引渡条件

① **買受者が希望する場所での車上渡し**とします。

② なお、**車上渡しの一度の引渡量は、原則 10トン又は12トン**※5の倍数とします。

※5 最低引渡量10トン又は12トンが引き受けられるように共同購入などもご検討ください。

③ 買受者が希望する場合は、**受託事業体（6ページ参照）**と協議し、**在庫倉庫※4での在姿渡しも可能**とします。

※4 在庫倉庫は、受託事業体に確認すること。

④ 令和3年産米は**メッシュチェック**※6による品質確認を行ってから引渡します。

⑤ メッシュチェックには一定の時間を要しますので、受託事業体と調整してください。

⑥ メッシュチェック等の**品質確認を買受者自らが行う場合に限り、国によるメッシュチェックを行わずに引き渡すことも可能**ですので、**受託事業体にお申し出ください。**

※6 メッシュチェックとは、金属の網を通して、品質の変化や異物の混入がないことを確認するものです。

(5) 引取期限

令和7年8月20日

（ただし、同日が引渡場所となっている倉庫業者の休日に当たるときは、その前営業日とする。）

3. 買受者の報告義務

(以下の様式は[こちらをクリック②](#))

① 契約数量の使用計画の報告

買受者は、**契約数量に沿った使用計画**について、8月までの使用計画書（様式第4号-2の2）に取りまとめの上、**契約締結後に速やかに農林水産省農産局農産政策部企画課**（以下「企画課」という。）に報告するものとします。

② 使用実績の報告

買受者は、受託事業体から**引き渡された米穀の使用実績**（当該買受者と同一グループ会社の属する者の使用実績を含む。）を、

ア 使用数量等報告書（隔週の速報）（様式第9号-1の2）及び

イ 使用数量等報告書（毎月の確報）（様式第9号-2の2）

により取りまとめの上、**速やかに企画課に報告**するものとします。

農産局農産政策部企画課の報告先メールアドレスは、それぞれの様式（様式第4号-2の2、様式第9号-1の2及び様式第9号-2の2）の下部に記載されております。

4. 使用実績の確認

農産局長は、買受者が使用計画書に沿って販売を行っているかについて、当該買受者の使用数量等報告書により確認を行い、**適切な使用を行っていないと認められる場合には、当該買受者に対し、売渡申込資格の取消し及び指導経過を公表**いたします。

5. 契約の内容に適合しない現品の交換及び補てん

農産局長は、受託事業体が買受者に引き渡した米穀について、当該米穀を引き渡した後**1か月以内に本契約の内容に適合しない米穀が発見**され、受託事業体から契約の内容に適合しない現品の交換・補填申請書（様式第10号）により申請があった場合は、**当該申請の内容等を審査**することとし、当該申請の内容が**適当と認められるときは、必要な交換又は補填を承認**することとします。

6. 契約数量

(1) 申込数量とします。

(2) 申込数量が**売渡予定数量を上回る場合は、農産局長が調整し、その場合の契約数量については、別途お知らせ**します。

7. 結果のお知らせ

(以下の様式は[こちらをクリック①](#))

買受申込みの審査結果は、提出のあった「**参加要件審査チェックシート（別紙（中食・外食・給食事業者））**」に記載してある連絡先等にお知らせします。

※ 申し込みの件数が多く、結果の確定まで時間を要する場合がございます。

8. 契約書の締結

- (1) 契約締結に当たっては、**受託事業者体と買受者の間で「随意契約による政府備蓄米の売渡し要領」別紙2に定める事項を約定した契約書を作成**するものとします。
- (2) **買受者は結果の通知を受けてから2週間以内に契約書に記名押印の上、契約を締結**してください。

9. 契約情報の公開

当該買受者に係る**買受者及び当該買受者に係る買受数量（申込数量）**について、農林水産省の**ホームページに掲載することにより公開**します。

10. 同意事項

- (1) 買受者は、
 - ①「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」
 - ②「随意契約による政府備蓄米の売渡し要領」及び同要領別紙2に定める事項**を熟覧の上、参加しなければならない**ものとし、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) **引渡しは、買受者が上記2の（3）の申込書に記載した倉庫等**とします。
- (3) **引渡数量は、申込数量の10%の範囲で増減**します。
- (4) 契約単価は、年産別に2の(2)に掲げる額とします。
- (5) 2の（5）の引取期限までに、売買契約数量の全量引取りが行われないなどの契約不履行があった場合は、原則、**不履行が判明した時点で次回以降の売渡しの申込みができません**。

11. 売渡し申込書の提出方法

- (1) 提出先 1の(2)に記載されている申請フォームより通知されたメールアドレスへ返信・提出願います。

なお、提出にあたっては、メール件名を次の表記で送信ください。

〈メール件名の例〉※メール件名の先頭に会社名等を記入ください。

【(株)○○○○or○○店】随契備蓄米の売渡し申請について(6月20日申請開始分)

- (2) 受付 令和7年6月20日(金)より

受付時間 **平日10時～17時(注) 時間外の申請は無効となります。**

(土曜日、日曜日、祝日(以下「休日」という。)は受け付けていません)

※申込を受けたものから随時手続きを進めます。

- (3) 申込書の作成方法(以下の様式は[こちらをクリック①](#))

申込書は、別添様式2の2の申込書※7により作成してください。

※7 申込数量の単位はトンとしてください。

1の(2)の審査書類を提出する際に「**政府備蓄米の売渡し申込書(別添様式2の2)**」も併せて提出願います。

- (4) 申込書の提出方法

- ① 申込書を(1)の提出方法により提出してください。
- ② 相当数の申請が想定され、審査に時間を要する見込みです。

(注) 状況確認のためのお問合せはご遠慮ください。

- ③ **メールでの報告が困難な場合は、専用ダイヤル(03-3502-7868(直通))までお問合せください。(夜間、休日を除く。)**

12. 申請書の掲載ウェブサイト及び期間

(1) 受託事業体の掲載ウェブサイト

- ① **伊藤忠食糧株式会社（3年産）** 米穀本部 米穀戦略部 加工業務課の掲載ウェブサイト

<https://www.itochufsm.co.jp/service/sales.php>



- ② **丸紅食料株式会社（3年産）** 食品農産部 農産課の掲載ウェブサイト

<https://www.marubeni-foods.co.jp/news/>



- ③ **NX商事株式会社（3年産）** 物流商品・機器部 掲載ウェブサイト

<https://www.nx-shoji.com/service/goods/rice/>



- ④ **農林水産省農産局**のウェブサイト（随意契約による政府備蓄米の売渡しについて）

https://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/bichiku_zuikai/zuikai.html



- (2) 期間：令和7年6月20日（金）から対象米穀の販売が終了するまでの間

13. 注意事項

<売渡し申込書の記載>

- (1) 申込書は、上記2の(3)の(別添様式2の2)「政府備蓄米の売渡し申込書」(以下「申込書」という。)の書式により作成し申込者の氏名を表記し申請しなければならない。
- (2) 申込書には、数字は算用数字により入力するものとする。
- (3) 代表者欄には、参加要件審査の申請の際に用いた代表者の氏名を記入すること。
なお、代理人をして申請させる場合は、買受者の氏名を記入すること。
- (4) 代理人による申込みの場合は、申込書に買受者本人の氏名、名称等の表示とともに代理人であることの表示及び代理人の氏名等を記載するものとする。
- (5) 申込書の申込数量は、上記2の(3)の(別添様式1の2)「対象米穀一覧表」に記載する各整理番号の提示数量の範囲内で、トンの単位で記載(入力)することし、端数を付してはならない。
- (6) 提出済みの申込書の引換え、変更又は取消しはできない。

<申込みの無効又は取消し>

- (1) 「随意契約による政府備蓄米の売渡し要領」第2の1(2)の要件を満たさない者の申込書及び要件に関する条件に違反した申込みは、無効とする。
- (2) 申込書は、代表者名等が記載されたものとし、**申込数量にトン未満の端数を付した申込書は無効とする。**
- (3) 申込み後において、品質上の理由等により、対象米穀が正品でない可能性があることを確認したときは、上記2の(1)の対象米穀からの取消し又は当該米穀に対する申込みを取り消すことがある。
- (4) その他この「随意契約による政府備蓄米の売渡しについて」に関する制限に違反する申込みは無効とする。
- (5) 申込書の様式を変更した申込みは無効とする。
- (6) 申込みに参加する要件を満たしていない者がした申込みは無効とする。
- (7) 申込みの際し、虚偽の申告をした者がした申込みは無効とする。
- (8) 委任状を提出していない代理人のした申込みは無効とする。
- (9) 買受者の記名のない申込みは無効とする。
- (10) 申込書が所定の記載方法によらない申込みは無効とする。
- (11) 整理番号別の提示数量を超えて申込みした者の当該整理番号に対する申込みは無効とする。
- (12) 申込みの対象とされる数量に係る記載が不鮮明又は不明確な申請は無効とする。
- (13) 他人の代理を兼ねた又は2人以上の代理をした申込みは無効とする。
- (14) 買受者が2通り以上の意思表示をした際の申込みは無効とする。
- (15) 申込みに関し制限を設けた場合に、その制限に反して申込みをした者の申込みは無効とする。
- (16) 上記11の(1)以外の電信、電報及びファクシミリによる申込みは無効とする。
- (17) 公正な手段によらない申込みは無効とする。
- (18) 前号までに掲げるもののほか、この「随意契約による政府備蓄米の売渡しについて」に定める条件に違反した申込みは無効とする。

全ての様式に共通しますが、日付の誤りが見受けられますので、提出時には確認をお願いします。

様式が正しいか確認してください。

様式第1号-2 (中食・外食・給食事業者)

令和7年6月●日

今回は6月20日となります。

売渡し申込書及び誓約書

農林水産省農産局長 殿

令和7年6月20日に公表された政府備蓄米の売渡しを希望しますので、以下のとおり申し込みます。

政府備蓄米の売渡し申込にあたり、下記のとおり誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることがあっても、異義は一切申し立てません。

記

- 1 米穀の流通に関する法令[※]を遵守し、買い受ける米穀を適正に主食の用途として使用すること。
- 2 政府が売渡しを行った政府備蓄米及び政府が買入れする国内産米穀について、適切に管理する倉庫等の施設を確保していること。
- 3 随意契約による政府備蓄米の売渡し要領（令和7年5月28日付け7農産第992号農林水産省農産局長通知。以下「要領」という。）第3の6に規定する別紙2により受託事業者との間で締結した「政府所有米穀の売買契約における約定事項」を遵守し、当該約定事項の定めを遵守していないと認められる場合は、農産局長の指導を受け、それに従うこと。
- 4 要領第5の2の(1)の使用計画を提出し、当該使用計画に沿って使用するとともに、買い受けた当該米穀の使用実績等について要領第5の2の(2)により報告すること。

全ての様式に共通しますが、住所の誤り、印刷後に全ての文字が印刷されていない（文字が切れている）などの誤りが見受けられますので、提出時には確認をお願いします。

住 所：東京都千代田区霞が関●-●-●
 商号又は名称：株式会社○○
 代表者氏名：代表取締役 ○○ ○○
 電話番号：03-●●●●-●●●●

住 所：東京都千代田区霞が関●-●-●
 商号又は名称：○○株式会社
 代表者氏名：代表取締役 ○○ ○○
 電話番号：03-●●●●-●●●●

共同購入の場合、連名で記載願います。

様式が正しいか確認してください。

様式第2号-2 (中食・外食・給食事業者)

令和7年6月●日

国内産米穀の使用数量等申告書

所定の期間 (12か月間) となっているか確認ください。

1 使用数量

(単位:実トン)

種類	期間	1年間	
		<input type="checkbox"/> 直近1年 (年 月 ~ 年 月)	<input checked="" type="checkbox"/> 直近3カ年平均 ((R4年4月~R7年3月) /3)
水稻うるち玄米			
水稻うるち精米		100トン	
合計		100トン	

(注) 使用数量は、玄米の使用数量及び精米の使用数量の合計について、「直近1年」、「直近3カ年平均」、「令和7年見込み」又は「令和7年度見込み」の期間のいずれか多い数量を記載する。

共同購入の場合は、合計数量を記載してください。

2 中食・外食・給食事業者の製造施設名

施設名	住所
キッチン ●●亭	東京都千代田区霞が関●-●-●

- ① 販売先で調理をしていない場合は、調理を行っている製造施設を記載。
- ② 調理をして販売している店舗数が複数の場合は「ほか○店舗」と記載してください。

3 引取希望場所

引取希望倉庫等の名称	引取希望住所
株式会社○○	東京都千代田区霞が関●-●-●

4 国内産米穀の用途 (いずれかの主とする事業とし、提供する主なメニューを記載)

- (1) 設備を設けて飲食させる施設において食料品を不特定多数の者に提供する事業者
 (主なメニュー) 和洋食定食など
- (2) 日持ちしない食料品を不特定多数の者に販売する事業者
 (主なメニュー) _____
- (3) 病院・学校・社会福祉などの施設・事業所において食料品を提供する給食の事業を営む者
 (主なメニュー) _____

様式の2枚目にある項目です。記載漏れのないようにしてください。

様式が正しいか確認してください。

様式第3号-2 (中食・外食・給食事業者)

名称等の公表に関する同意書

政府備蓄米の売渡しに係る買受けの申込及び契約を締結した場合、商号又は名称及び代表者名又は氏名並びに数量が公表されることに同意します。

また、売渡しを受けた政府備蓄米の使用実績及びその状況が公表されることに同意します。

さらに、売渡申込資格の停止又は取消し等を受けた場合、商号又は名称及び代表者名又は氏名等が公表されることに同意します。

令和7年6月●日

農林水産省農産局長 殿

住 所：東京都千代田区霞が関●-●-●

商号又は名称：株式会社○○

代表者氏名：代表取締役 ○○ ○○

電話番号：03-●●●●-●●●●

住 所：東京都千代田区霞が関●-●-●

商号又は名称：○○株式会社

代表者氏名：代表取締役 ○○ ○○

電話番号：03-●●●●-●●●●

共同購入の場合、連名で記載願います。

様式が正しいか確認してください。

様式第4号-1の2 (中食・外食・給食事業者)

令和7年6月●日

中食・外食・給食事業者としての国内産米穀の使用計画書

農林水産省農産局長 殿
(農産局農産政策部企画課)

「契約数量」欄には備蓄米の申込数量の合計と合致するよう各月に「玄米ト」で記載してください。

住所：東京都千代田区霞が関●-●-●
商号又は名称：株式会社○○
代表者氏名：代表取締役 ○○ ○○

(単位: 実ト)

	令和7年				合計
	6月	7月	8月		
契約数量		10玄米ト			10玄米ト
使用数量		45精米ト	45精米ト		9精米ト

「使用数量」欄には備蓄米の申込数量の内数となるよう「精米ト」で記載してください。

- ①合計数量に誤りがないようにしてください。
- ②共同購入の場合、共同購入の合計を記載願います。

- ・他の様式に記載している住所、代表者名などと合致しているか、
 - ・連絡先の電話番号、メールアドレスに誤りはないか、
- を提出時には必ずご確認ください。住所に関しては郵便番号に加え住所も記載願います。

別紙（中食・外食・給食事業者）

様式が正しいか確認してください。

参加要件審査申請チェックシート

記入日 年 月 日

商号又は名称	
住 所	〒
代表者の役職名及び氏名	
電話番号	
備 考	
担 当 者	
担当者連絡先 (部署・電話番号)	
メールアドレス	

*社用又は社員用メールアドレス（プロバイダ契約のあるものが望ましい）等、複数の登録をご検討ください。

提出書類の種類等	チェック欄
① (様式第1号-2) 売渡し申込書及び誓約書 (注) 共同購入の場合、連名で記載願います。	
共同購入の場合は、参加事業者数を記載願います。	社
② (様式第2号-2) 国内産米穀の使用数量等申告書	
中食・外食・給食事業者の製造施設名を記載したか。	
国内産米穀の用途を記載したか。	
③ 食品衛生法に基づく営業許可証の写し (注) 共同購入の場合、全ての買受者の営業許可証の写しを添付願います。	
④ 米飯を使用したメニュー表の写し (注) 共同購入の場合、全ての買受者のメニュー表を添付願います。	
⑤ (様式第3号-2) 名称等の公表に関する同意書 (注) 共同購入の場合、連名で記載願います。	
⑥ (様式第4号-1の1) 中食・外食・給食事業者としての使用計画	
⑦ 別添様式2の2 政府備蓄米の売渡し申込書	
⑧ 入札参加要件審査申請チェックシート（本用紙）	

共同購入の場合は、参加企業数を必ず記載してください。

(注) 申請書等の提出漏れがないようチェック欄で確認を行い、提出してください。

農林水産省から申請内容の確認を行う際に必要となりますので、担当者等必要事項の記入をお願いします。

申請者である中食事業者が営業許可証を持っていない場合は、製造施設の営業許可証を添付してください。

メニューが壁などに書かれている場合は、写真でも可

こちらの申込書は、要件審査の申請書類と併せて提出願います。

様式が正しいか確認してください。

別添様式2の2 (中食・外食・給食事業者)

令和 年 月 日

住 所：東京都千代田区霞が関●-●-●
商号又は名称又は氏名：株式会社○○ ○○
代 表 者 氏 名：代表取締役 ○○ ○○

政府備蓄米の売渡し申込書 (申請日： 月 日分)

下記のとおり買受けを希望するので、提出します。

記

該当する資格の
いずれかひとつ
を選択し申し込
んでください。

整理番号	買受者の資格	年産	申込数量 (トン)
1	外食事業者	3年産	10
2	中食事業者	3年産	
3	給食事業者	3年産	

引渡希望場所 所在地

株式会社○○ 東京都千代田区霞が関●-●-●

(注) 申し込みの下限は10トン※2とします。ただし、8月までに提供される分 (年間の使用実績 (又は見込み) の6分の1 (2か月分) 程度を申し込んでください。

※2 10トン以上の申し込みは10トン又は12トンの倍数としてください。